

北海道渡島海区 共同漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
渡海共第1号	長万部漁業協同組合	山越郡長万部町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 豊浦町と長万部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D1 基点第3号 国土地理院三角点 紋別から37度00分 2、000メートルの点 基点第4号 国土地理院三角点 番屋 基点第5号 長万部町と八雲町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 183 度 00分 5、000メートルの点 点2 基点第2号から 157 度 30分 5、000メートルの点 点3 基点第3号から 124 度 00分 5、000メートルの点 点4 基点第4号から 97 度 30分 5、000メートルの点 点5 基点第5号から 97 度 30分 4、000メートルの点		第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞばかがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほたてがい漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	長万部町	なし
渡海共第2号	長万部漁業協同組合	山越郡長万部町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 豊浦町と長万部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D1 基点第3号 国土地理院三角点 紋別から37度00分 2、000メートルの点 基点第4号 国土地理院三角点 番屋 基点第5号 長万部町と八雲町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 183 度 00分 5、000メートルの点 点2 基点第2号から 157 度 30分 5、000メートルの点 点3 基点第3号から 124 度 00分 5、000メートルの点 点4 基点第4号から 97 度 30分 5、000メートルの点 点5 基点第5号から 97 度 30分 4、000メートルの点		第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) かれい刺し網漁業 しらうお刺し網漁業 ちかきやうりうお刺し網漁業 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ほっけ・めばる・さば刺し網漁業 はたはた小型定置網漁業 ます・ほっけ・かれい小型定置網漁業 すけとうだら底建網漁業 ほっけ・かれい底建網漁業 はもどう漁業 (第三種共同漁業) ちか地びき網漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から6月30日まで 3月1日から6月30日まで 5月1日から翌年1月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年1月31日まで 4月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から12月31日まで 第三種共同漁業 6月1日から翌年2月末日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	長万部町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行役の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、ほっけ・かれい底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 身網の長さは、100メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(竝立)は、7メートル以下でなければならない。 (4) 漁業権行使規則には、すけとうだら底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。 イ 身網の長さは、100メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(竝立)は、15メートル以下でなければならない。 オ 2月1日から11月30日までの間は、漁具を敷設してはならない。
渡海共第3号	八雲町漁業協同組合	二海郡八雲町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 長万部町と八雲町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 道東部 基点第3号 国土地理院三角点 道尻 基点第4号 八雲町野田生と東野の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 97度 30分 4、000メートルの点 点2 基点第2号から 70度 00分 4、000メートルの点 点3 基点第3号から 43度 30分 4、000メートルの点 点4 基点第3号から 43度 30分 3、000メートルの点 点5 基点第4号から 43度 30分 3、000メートルの点		第一種共同漁業	こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 えぞばかがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほたてがい漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	八雲町(東野、落部、栄浜、入沢、熊石泉谷町、熊石折戸町、熊石相沢町、熊石館平町、熊石迫川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石鮎川町、熊石大谷町、熊石平町、熊石豊岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町を除く)	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
渡海共第4号	八雲町漁業協同組合	二海郡八雲町地先			第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 しらうお刺し網漁業 ちかきやうりうお刺し網漁業 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ちか・たなこ小型定置網漁業 はたはた小型定置網漁業 ます・ほっけ・かれい小型定置網漁業 すけとうだら底建網漁業 ほっけ・かれい底建網漁業 はもどう漁業	1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から6月30日まで 3月1日から6月30日まで 5月1日から翌年1月31日まで 11月1日から翌年8月31日まで 11月1日から翌年1月31日まで 12月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	八雲町(東野、落部、柴浜、入沢、熊石泉岳町、熊石折戸町、熊石相沢町、熊石皆平町、熊石迫川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石鮎川町、熊石大谷町、熊石平町、熊石豊岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町を除く)	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、ほっけ・かれい底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、100メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以下に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、7メートル以下でなければならない。 (4)漁業権行使規則には、すけとうだら底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、100メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の2分の1以下に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、15メートル以下でなければならない。 オ 2月1日から11月30日までの間は、漁具を敷設してはならない。
渡海共第5号	落部漁業協同組合	二海郡八雲町地先			第一種共同漁業	こんぶ漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いかい漁業 つぶ漁業 ほたてがい漁業 ほっけがい漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	八雲町東野、落部、柴浜及び入沢	なし
渡海共第6号	落部漁業協同組合	二海郡八雲町地先			第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) かれい刺し網漁業 しらうお刺し網漁業 ちかきやうりうお刺し網漁業 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ちか・たなこ小型定置網漁業 はたはた小型定置網漁業 ます・ほっけ・かれい小型定置網漁業 すけとうだら底建網漁業 ほっけ・かれい底建網漁業 はもどう漁業 (第三種共同漁業) ちか地びき網漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から6月30日まで 3月1日から6月30日まで 5月1日から翌年1月31日まで 12月16日から翌年8月31日まで 11月1日から翌年1月31日まで 12月16日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 6月1日から8月15日まで及び2月15日から翌年2月末日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	八雲町東野、落部、柴浜及び入沢	(1)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、ほっけ・かれい底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、100メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以下に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、7メートル以下でなければならない。 (4)漁業権行使規則には、すけとうだら底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、100メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の2分の1以下に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、15メートル以下でなければならない。 オ 2月1日から11月30日までの間は、漁具を敷設してはならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
渡海共第7号	森漁業協同組合	茅部郡森町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 八雲町と森町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.10(北海道水産林務部三角点 水D7～) 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水D9 基点第4号 国土地理院三角点 高森から343度00分 500メートルの点 基点第5号 森町字尾白内町と宇砂原の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 27 度 30分 3、000メートルの点 点2 基点第2号から 45 度 00分 3、000メートルの点 点3 基点第3号から 13 度 00分 3、050メートルの点 点4 基点第4号から 343 度 00分 3、200メートルの点 点5 基点第5号から 346 度 15分 3、000メートルの点		第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 ほたてがい漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	森町(森町宇砂原を除く)	なし
渡海共第8号	森漁業協同組合	茅部郡森町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 八雲町と森町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.10(北海道水産林務部三角点 水D7～) 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水D9 基点第4号 国土地理院三角点 高森から343度00分 500メートルの点 基点第5号 森町字尾白内町と宇砂原の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 27 度 30分 3、000メートルの点 点2 基点第2号から 45 度 00分 3、000メートルの点 点3 基点第3号から 13 度 00分 3、050メートルの点 点4 基点第4号から 343 度 00分 3、200メートルの点 点5 基点第5号から 346 度 15分 3、000メートルの点		第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) かれい刺し網漁業 ちかきゅうりゅうお刺し網漁業 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ほっけ・めばる・さば刺し網漁業 はたはた小型定置網漁業 ほっけ・いわい・いかなご小型定置網漁業 すけとうだら底建網漁業 ほっけ・かれい底建網漁業 はもとう漁業 (第三種共同漁業) ちか地びき網漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 3月1日から6月30日まで 5月1日から翌年1月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から8月31日まで 11月1日から翌年1月31日まで 1月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 6月1日から翌年2月末日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	森町(森町宇砂原を除く)	(1)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の敷及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、ほっけ・かれい底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 堀網の長さは、100メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2の1以下に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(縦立)は、7メートル以下でなければならない。 オ 身網の高さ(横立)は、15メートル以下でなければならない。 カ 2月1日から11月30日までの間は、漁具を敷設してはならない。
渡海共第9号	砂原漁業協同組合	茅部郡森町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 森町字尾白内町と宇砂原の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 砂崎 基点第3号 国土地理院三角点 松屋崎 基点第4号 森町と鹿部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 346 度 15分 3、000メートルの点 点2 基点第2号から 341 度 00分 3、400メートルの点 点3 基点第2号から 20 度 00分 3、350メートルの点 点4 基点第3号から 42 度 30分 3、100メートルの点 点5 基点第4号から 32 度 30分 4、000メートルの点		第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 えぞわすれがい漁業 つぶ漁業 ほたてがい漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	森町宇砂原	なし
渡海共第10号	砂原漁業協同組合	茅部郡森町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 森町字尾白内町と宇砂原の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 砂崎 基点第3号 国土地理院三角点 松屋崎 基点第4号 森町と鹿部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 346 度 15分 3、000メートルの点 点2 基点第2号から 341 度 00分 3、400メートルの点 点3 基点第2号から 20 度 00分 3、350メートルの点 点4 基点第3号から 42 度 30分 3、100メートルの点 点5 基点第4号から 32 度 30分 4、000メートルの点		第二種共同漁業	(第二種共同漁業) かれい刺し網漁業 ちかきゅうりゅうお刺し網漁業 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ほっけ・めばる・さば刺し網漁業 ほっけ・いわい・いかなご小型定置網漁業 すけとうだら底建網漁業 ほっけ・かれい底建網漁業 はもとう漁業 (第三種共同漁業) ちか地びき網漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 3月1日から6月30日まで 5月1日から翌年1月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月16日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から12月31日まで 第三種共同漁業 6月1日から翌年2月末日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	森町宇砂原	(1)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の敷及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、ほっけ・かれい底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 堀網の長さは、100メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2の1以下に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(縦立)は、7メートル以下でなければならない。 オ 身網の高さ(横立)は、15メートル以下でなければならない。 カ 2月1日から11月30日までの間は、漁具を敷設してはならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
渡海共第11号	鹿部漁業協同組合	茅部郡鹿部町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 森町と鹿部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D22 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水D23 基点第4号 国土地理院三角点 鹿部高森 基点第5号 鹿部町と函館市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 32 度 30分 4、000メートルの点 点2 基点第2号から 32 度 30分 3、300メートルの点 点3 基点第3号から 49 度 00分 3、050メートルの点 点4 基点第4号から 55 度 00分 3、100メートルの点 点5 基点第5号から 32 度 30分 3、200メートルの点	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 ちがいそ漁業 のり漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 ほたてがい漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	鹿部町	なし
渡海共第12号	鹿部漁業協同組合	茅部郡鹿部町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 森町と鹿部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D22 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水D23 基点第4号 国土地理院三角点 鹿部高森 基点第5号 鹿部町と函館市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 32 度 30分 4、000メートルの点 点2 基点第2号から 32 度 30分 3、300メートルの点 点3 基点第3号から 49 度 00分 3、050メートルの点 点4 基点第4号から 55 度 00分 3、100メートルの点 点5 基点第5号から 32 度 30分 3、200メートルの点	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 たら刺し網漁業 ちか・きゅうりうお刺し網漁業 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ほっけ・めばる・さば刺し網漁業 ほていうお刺し網漁業 はたはた小型定置網漁業 ます・ほっけ・いか小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から6月30日まで 3月1日から6月30日まで 5月1日から翌年1月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年3月31日まで 11月1日から翌年1月31日まで 12月15日から翌年8月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	鹿部町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、連やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、連やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の敷及び変数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
渡海共第13号	南かやべ漁業協同組合	函館市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 鹿部町と函館市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D30 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水D32 基点第4号 北海道水産林務部三角点 水D34 基点第5号 国土地理院三角点 弁天島 基点第6号 函館市安浦町と川汲町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 32 度 30分 3、200メートルの点 点2 基点第2号から 45 度 30分 3、100メートルの点 点3 基点第3号から 49 度 00分 3、200メートルの点 点4 基点第4号から 47 度 30分 3、050メートルの点 点5 基点第5号から 57 度 10分 3、150メートルの点 点6 基点第6号から 38 度 45分 3、000メートルの点	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 ちがいそ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 ほたてがい漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	函館市岩戸町、双見町、大船町、豊崎町、臼尻町及び安浦町	なし
渡海共第14号	南かやべ漁業協同組合	函館市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 鹿部町と函館市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D30 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水D32 基点第4号 北海道水産林務部三角点 水D34 基点第5号 国土地理院三角点 弁天島 基点第6号 函館市安浦町と川汲町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 32 度 30分 3、200メートルの点 点2 基点第2号から 45 度 30分 3、100メートルの点 点3 基点第3号から 49 度 00分 3、200メートルの点 点4 基点第4号から 47 度 30分 3、050メートルの点 点5 基点第5号から 57 度 10分 3、150メートルの点 点6 基点第6号から 38 度 45分 3、000メートルの点	第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) あんこう・かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 たら刺し網漁業 ちか・きゅうりうお刺し網漁業 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ほっけ・めばる・さば刺し網漁業 ほていうお刺し網漁業 はたはた小型定置網漁業 ます・ほっけ・いか小型定置網漁業 ほっけ・かれい底建網漁業 (第三種共同漁業) ちか地びき網漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から6月30日まで 3月1日から6月30日まで 5月1日から翌年1月31日まで 12月1日から翌年3月31日まで 11月1日から翌年1月31日まで 12月15日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 6月1日から翌年2月末日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	函館市岩戸町、双見町、大船町、豊崎町、臼尻町及び安浦町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、連やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、連やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の敷及び変数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 身網の長さは、100メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水源の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、7メートル以下でなければならない。
渡海共第15号	南かやべ漁業協同組合	函館市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 函館市安浦町と川汲町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 黒鉱岬 基点第3号 国土地理院三角点 木直 基点第4号 北海道水産林務部図根点 No.27(北海道水産林務部三角点 水D45～) 基点第5号 函館市古部町と鎌子町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 38 度 45分 3、000メートルの点 点2 基点第2号から 35 度 30分 3、100メートルの点 点3 基点第2号から 30 度 30分 3、550メートルの点 点4 基点第3号から 32 度 00分 3、050メートルの点 点5 基点第4号から 29 度 00分 3、000メートルの点 点6 基点第5号から 36 度 03分 3、000メートルの点	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 ちがいそ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 ほたてがい漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	函館市川汲町、尾札部町、木直町及び古部町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
渡海共第16号	南かやべ漁業協同組合	函館市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 函館市安浦町と川汲町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 黒宮岬 基点第3号 国土地理院三角点 木直 基点第4号 北海道水産林務部図根点 No.27 (北海道水産林務部三角点 水D45～) 基点第5号 函館市古部町と鯉子町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 38度 45分 3.000メートルの点 点2 基点第2号から 356度 30分 3.100メートルの点 点3 基点第2号から 30度 30分 3.550メートルの点 点4 基点第3号から 32度 00分 3.050メートルの点 点5 基点第4号から 29度 00分 3.000メートルの点 点6 基点第5号から 36度 03分 3.000メートルの点	第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) あんこう・かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 たら刺し網漁業 ちか・きゅうりゅうお刺し網漁業 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ほっけ・めばる・さば刺し網漁業 ほていうお刺し網漁業 はたはた小型定置網漁業 ます・ほっけ・いかい小型定置網漁業 (第三種共同漁業) ちか地びき網漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から6月30日まで 3月1日から6月30日まで 5月1日から翌年1月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年3月31日まで 11月1日から翌年1月31日まで 12月15日から翌年8月31日まで (第三種共同漁業) 6月1日から翌年2月末日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	函館市川汲町、尾札部町、木直町及び古部町	(1)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、連やかに海中に展さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、連やかに海中に展さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
渡海共第17号	えさん漁業協同組合	函館市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、基点第4号及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 函館市古部町と鯉子町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.6 (北海道水産林務部三角点 水D4～) 基点第3号 函館市恵山岬町と御崎町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第4号 函館市恵山岬町と御崎町の境界地先トド岩に設置の北海道水産林務部図根点 No.点1 基点第1号から 36度 03分 3.000メートルの点 点2 基点第2号から 70度 30分 2.000メートルの点 点3 基点第4号から 102度 30分 2.000メートルの点	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 ちがいで漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 ほたてがいがい漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	函館市鯉子町、新浜町、新八幡町、絵紙山町、新恵山町、富浦町、島泊町、元村町及び恵山岬町	なし
渡海共第18号	えさん漁業協同組合	函館市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、基点第4号及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 函館市古部町と鯉子町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.6 (北海道水産林務部三角点 水D4～) 基点第3号 函館市恵山岬町と御崎町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第4号 函館市恵山岬町と御崎町の境界地先トド岩に設置の北海道水産林務部図根点 No.点1 基点第1号から 36度 03分 3.000メートルの点 点2 基点第2号から 70度 30分 2.000メートルの点 点3 基点第4号から 102度 30分 2.000メートルの点	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる・さば刺し網漁業 ほていうお刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	函館市鯉子町、新浜町、新八幡町、絵紙山町、新恵山町、富浦町、島泊町、元村町及び恵山岬町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、連やかに海中に展さなければならない。 イズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、連やかに海中に展さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
渡海共第19号	えさん漁業協同組合	函館市地先	次の基点第1号、基点第2号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 函館市恵山岬町と御崎町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 函館市恵山岬町と御崎町の境界地先トド岩に設置の北海道水産林務部図根点 No.基点第3号 北海道水産林務部三角点 水D7 基点第4号 函館市恵山町と古武井町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第2号から 102度 30分 2.000メートルの点 点2 基点第2号から 133度 30分 2.000メートルの点 点3 基点第3号から 148度 30分 2.000メートルの点 点4 点5から 154度 30分 1.243.80メートルの点 点5 点6から 176度 10分 1.047.50メートルの点 点6 点7から 217度 30分 63.60メートルの点 点7 点8から 202度 30分 38.20メートルの点 点8 基点第4号から 230度 30分 46.40メートルの点	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 ちがいで漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 ほたてがいがい漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	函館市恵山町、柏野町及び御崎町	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
渡海共第20号	えさん漁業協同組合	函館市地先	次の基点第1号、基点第2号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 函館市恵山岬町と御崎町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 函館市恵山岬町と御崎町の境界地先トド岩に設置の北海道水産林務部図根点 No.6 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水D7 基点第4号 函館市恵山町と古武井町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第2号から 102 度 30分 2. 000メートルの点 点2 基点第2号から 133 度 30分 2. 000メートルの点 点3 基点第3号から 148 度 30分 2. 000メートルの点 点4 点5から 154 度 30分 1. 243. 80メートルの点 点5 点6から 176 度 10分 1. 047. 50メートルの点 点6 点7から 217 度 30分 63. 60メートルの点 点7 点8から 202 度 30分 38. 20メートルの点 点8 基点第4号から 230 度 30分 46. 40メートルの点		第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる・さば刺し網漁業 ほっけ・かれい刺し網漁業 ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年4月30日まで 12月15日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	函館市恵山町、柏野町及び御崎町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、225メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、7メートル以下でなければならない。
渡海共第21号	えさん漁業協同組合	函館市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 函館市恵山町と古武井町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.1(北海道水産林務部三角点 水D10～)から335度41分36秒 4 08. 99メートルの点 点1 基点第1号から 230 度 30分 46. 40メートルの点 点2 点1から 202 度 30分 38. 20メートルの点 点3 点2から 217 度 30分 63. 60メートルの点 点4 点3から 176 度 10分 1. 047. 50メートルの点 点5 点4から 154 度 30分 1. 243. 80メートルの点 点6 点7から 135 度 30分 1. 000メートルの点 点7 基点第2号から 110 度 30分 1. 185メートルの点		第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 ちがいそ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 ほたてがいがい漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	函館市古武井町、日ノ浜町及び高岱町	なし
渡海共第22号	えさん漁業協同組合	函館市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 函館市恵山町と古武井町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.1(北海道水産林務部三角点 水D10～)から335度41分36秒 4 08. 99メートルの点 点1 基点第1号から 230 度 30分 46. 40メートルの点 点2 点1から 202 度 30分 38. 20メートルの点 点3 点2から 217 度 30分 63. 60メートルの点 点4 点3から 176 度 10分 1. 047. 50メートルの点 点5 点4から 154 度 30分 1. 243. 80メートルの点 点6 点7から 135 度 30分 1. 000メートルの点 点7 基点第2号から 110 度 30分 1. 185メートルの点		第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) かれい刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる・さば刺し網漁業 ほっけ・かれい刺し網漁業 ほっけ・かれい底建網漁業 くひがいかご漁業 ひらつめがいかご漁業 (第三種共同漁業) ちか地びき網漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年4月30日まで 12月15日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 6月1日から翌年2月末日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	函館市古武井町、日ノ浜町及び高岱町	(1)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、225メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、7メートル以下でなければならない。
渡海共第23号	えさん漁業協同組合	函館市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No.1(北海道水産林務部三角点 水D10～)から335度41分36秒 4 08. 99メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.3(北海道水産林務部三角点 水D11～)から58度28分43秒 20 9. 02メートルの点 点1 基点第1号から 110 度 30分 1. 185メートルの点 点2 点1から 135 度 30分 1. 000メートルの点 点3 基点第2号から 139 度 45分 2. 000メートルの点		第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 ちがいそ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 つぶ漁業 ほたてがいがい漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	函館市豊浦町、大淵町、中浜町、女那川町、川上町及び日和山町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
渡海共第24号	えさん漁業協同組合	函館市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No.1(北海道水産林務部三角点 水D10～)から335度41分36秒 4 08. 99メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.3(北海道水産林務部三角点 水D11～)から58度28分43秒 20 9. 02メートルの点 点1 基点第1号から 110 度 30分 1. 185メートルの点 点2 点1から 135 度 30分 1. 000メートルの点 点3 基点第2号から 139 度 45分 2. 000メートルの点		第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) かれい刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる・さば刺し網漁業 ほていうお刺し網漁業 ほっけ・かれいいか小型定置網漁業 ほっけ・かれい底建網漁業 (第三種共同漁業) ちか地びき網漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年4月30日まで 12月15日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 6月1日から翌年2月末日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	函館市豊浦町、大洞町、中浜町、女郡川町、川上町及び日和山町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガン及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、225メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、7メートル以下でなければならない。
渡海共第25号	えさん漁業協同組合	函館市地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No.3(北海道水産林務部三角点 水D11～)から58度28分43秒 20 9. 02メートルの点 基点第2号 函館市日浦町と原木町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 139 度 45分 2. 000メートルの点 点2 基点第2号から 146 度 37分 2. 000メートルの点		第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 ちがいそ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 わかの漁業 あわび漁業 いがい漁業 つご漁業 ほたてがい漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	函館市日浦町及び吉畑町	なし
渡海共第26号	えさん漁業協同組合	函館市地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No.3(北海道水産林務部三角点 水D11～)から58度28分43秒 20 9. 02メートルの点 基点第2号 函館市日浦町と原木町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 139 度 45分 2. 000メートルの点 点2 基点第2号から 146 度 37分 2. 000メートルの点		第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる・さば刺し網漁業 ほていうお刺し網漁業 ほっけ・かれいいか小型定置網漁業 ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年4月30日まで 12月15日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	函館市日浦町及び吉畑町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガン及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、225メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、7メートル以下でなければならない。
渡海共第27号	戸井漁業協同組合	函館市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 函館市日浦町と原木町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 函館市井才町と瀬田来町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 146 度 37分 2. 000メートルの点 点2 基点第1号から 203 度 40分 2. 800メートルの点 点3 基点第2号から 161 度 00分 2. 000メートルの点		第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 ちがいそ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 わかの漁業 あわび漁業 いがい漁業 つご漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	函館市原木町、新二見町、浜町、館町、泊町及び井才町	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
渡海共第28号	戸井漁業協同組合	函館市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 函館市井才町と瀬田来町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 汐首岬灯台 〔北緯41度42分40.1秒 東経140度57分51.1秒〕 基点第3号 函館市釜谷町と小安町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 161 度 00分 2.000メートルの点 点2 基点第2号から 197 度 30分 2.000メートルの点 点3 基点第3号から 221 度 58分 3.000メートルの点		第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 ちがいそ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	函館市瀬田来町、汐首町及び釜谷町	なし
渡海共第29号	戸井漁業協同組合	函館市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 函館市日浦町と原木町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 汐首岬灯台中心点 〔北緯41度42分40.1秒 東経140度57分51.1秒〕 基点第3号 函館市釜谷町と小安町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 146 度 37分 2.000メートルの点 点2 基点第1号から 203 度 40分 2.800メートルの点 点3 基点第2号から 197 度 30分 2.000メートルの点 点4 基点第3号から 199 度 30分 3.000メートルの点		第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 たなご刺し網漁業 たら刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる・さば刺し網漁業 ほてい・うお刺し網漁業 ちかいたなご小型定置網漁業 ほっけ・かれい・いか小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年4月30日まで 12月15日から翌年8月31日まで 12月15日から翌年8月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	函館市原木町、新二見町、浜町、館町、泊町、井才町、瀬田来町、汐首町及び釜谷町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
渡海共第30号	戸井漁業協同組合	函館市地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 函館市釜谷町と小安町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 函館市小安町と石崎町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 221 度 58分 3.000メートルの点 点2 基点第2号から 201 度 30分 3.000メートルの点		第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 ちがいそ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	函館市小安町	なし
渡海共第31号	戸井漁業協同組合	函館市地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 函館市釜谷町と小安町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 函館市小安町と石崎町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 199 度 30分 3.000メートルの点 点2 基点第2号から 201 度 30分 3.000メートルの点		第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 たなご刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる・さば刺し網漁業 ほてい・うお刺し網漁業 ちかいたなご小型定置網漁業 ほっけ・かれい・いか小型定置網漁業 はまどう漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年4月30日まで 12月15日から翌年8月31日まで 12月15日から翌年8月31日まで 5月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	函館市小安町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
渡海共第32号	函館市漁業協同組合	函館市地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 函館市小安町と石崎町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 函館市石崎町と古川町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 201 度 30分 3.000メートルの点 点2 基点第2号から 196 度 45分 3.000メートルの点		第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 ちがいそ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 わかめ漁業 あわび漁業 つぶ漁業 ほたてがいがい漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	函館市石崎町、白石町及び鶴野町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
渡海共第33号	函館市漁業協同組合	函館市地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 函館市小安町と石崎町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 函館市石崎町と古川町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 201 度 30分 3.000メートルの点 点2 基点第2号から 196 度 45分 3.000メートルの点		第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) かれい刺し網漁業 たなご刺し網漁業 ちか・きゅうりゅうお刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる・さば刺し網漁業 ほいうお刺し網漁業 ちか・たなご小型定置網漁業 ほっけ・かれいいか小型定置網漁業 ほっけ・かれい底建網漁業 (第三種共同漁業) たなご地ひき網漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年4月30日まで 12月15日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	函館市石崎町、白石町及び鶴野町	(1)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、225メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、7メートル以下でなければならない。
渡海共第34号	銭亀沢漁業協同組合	函館市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 函館市石崎町と古川町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 函館市銭亀町と志海吉町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 196度 45分 3.000メートルの点 点2 基点第2号から 193度 40分 3.000メートルの点 点3 基点第2号から 211度 51分 1.090.90メートルの点		第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 ちがいのそ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 わかめ漁業 あわび漁業 つぶ漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	函館市古川町、石倉町、新湊町及び銭亀町	なし
渡海共第35号	銭亀沢漁業協同組合	函館市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 函館市石崎町と古川町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 函館市銭亀町と志海吉町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 196度 45分 3.000メートルの点 点2 基点第2号から 193度 40分 3.000メートルの点 点3 基点第2号から 211度 51分 1.090.90メートルの点		第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 たなご刺し網漁業 たら刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる・さば刺し網漁業 ほいうお刺し網漁業 ちか・たなご小型定置網漁業 ほっけ・かれいいか小型定置網漁業 ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年4月30日まで 12月15日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	函館市古川町、石倉町、新湊町及び銭亀町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、225メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、7メートル以下でなければならない。
渡海共第36号	函館市漁業協同組合	函館市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 函館市銭亀町と志海吉町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 根崎野から285度36分41.46秒 1.863.28メートルの点 点1 基点第1号から 211 度 51分 1.090.90メートルの点 点2 基点第1号から 193 度 40分 3.000メートルの点 点3 基点第2号から 182 度 30分 3.130メートルの点		第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 ちがいのそ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 つぶ漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	函館市赤坂町、瀬戸川町、高松町、志海吉町及び根崎町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
渡海共第37号	函館市漁業協同組合	函館市地先		次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 函館市銭亀町と志海苔町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 根崎野から285度36分41.46秒 1.863.28メートルの点 点1 基点第1号から211度51分1.090.90メートルの点 点2 基点第1号から193度40分3.000メートルの点 点3 基点第2号から182度30分3.130メートルの点	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 たなご刺し網漁業 ちかきゆうりうお刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる・さば刺し網漁業 ほてい・うお刺し網漁業 ちか・たなご小型定置網漁業 ほっけ・かれいいか小型定置網漁業 ほっけ・かれい底建網漁業 はまどう漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年4月30日まで 12月15日から翌年7月14日まで 12月15日から翌年7月14日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	函館市赤坂町、瀬戸川町、高松町、志海苔町及び根崎町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の敷及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 堤網の長さは、225メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、7メートル以下でなければならない。
渡海共第38号	函館市漁業協同組合	函館市地先		次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、基点第6号、基点第5号及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 根崎野から285度36分41.46秒 1.863.28メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.11(北海道水産林務部三角点 水D34～) 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.17(北海道水産林務部三角点 水D34～) 基点第4号 北緯 41度46分41.73秒 東経 140度42分11.47秒 基点第5号 函館港西防波堤北端 基点第6号 函館港北防波堤灯台中心点(北緯 41度47分53.2秒 東経 140度41分58.7秒) 基点第7号 北斗市館野と矢不束の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第8号 北海道地籍図根三角点 B5.3 点1 基点第1号から182度30分3.130メートルの点 点2 基点第2号から169度40分3.000メートルの点 点3 基点第3号から247度30分3.000メートルの点 点4 基点第8号から97度30分3.500メートルの点 点5 基点第7号から103度30分3.200メートルの点 点6 基点第7号から83度30分3.700メートルの点 点7 基点第4号から317度30分2.600メートルの点	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 ちがいそ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 わかめ漁業 あかざらがいがい漁業 あさり漁業 あわび漁業 つぶ漁業 ほたてがいがい漁業 ほっきがいがい漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	函館市(岩戸町、双見町、大船町、豊崎町、臼尻町、安浦町、川添町、尾札部町、木直町、古部町、鏡子町、新浜町、新八幡町、輪紙山町、新恵山町、常浦町、島泊町、元村町、恵山峠町、恵山町、柏野町、御崎町、古武井町、日ノ浜町、高佐町、女郎川町、川上町、日和山町、中浜町、大淵町、豊浦町、吉畑町、日清町、原木町、新二見町、浜町、丸山町、館町、泊町、井才町、瀬田来町、汐首町、釜谷町、小安町、小安山町、石崎町、白石町、鶴野町、古川町、石倉町、新湊町、銭亀町、志海苔町、赤坂町、瀬戸川町、高松町及び根崎町を除く。)	なし
渡海共第39号	函館市漁業協同組合	函館市地先		次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、基点第6号、基点第5号及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 根崎野から285度36分41.46秒 1.863.28メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.11(北海道水産林務部三角点 水D34～) 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.17(北海道水産林務部三角点 水D34～) 基点第4号 北緯 41度46分41.73秒 東経 140度42分11.47秒 基点第5号 函館港西防波堤北端 基点第6号 函館港北防波堤灯台中心点(北緯 41度47分53.2秒 東経 140度41分58.7秒) 基点第7号 北斗市館野と矢不束の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第8号 北海道地籍図根三角点 B5.3 点1 基点第1号から182度30分3.130メートルの点 点2 基点第2号から169度40分3.000メートルの点 点3 基点第3号から247度30分3.000メートルの点 点4 基点第8号から97度30分3.500メートルの点 点5 基点第7号から103度30分3.200メートルの点 点6 基点第7号から83度30分3.700メートルの点 点7 基点第4号から317度30分2.600メートルの点	第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) かれい刺し網漁業 ちかきゆうりうお刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる・さば刺し網漁業 ほてい・うお刺し網漁業 ちか・たなご小型定置網漁業 ほっけ・かれいいか小型定置網漁業 ほっけ・かれい底建網漁業 くりがいかこ漁業 はまどう漁業 (第三種共同漁業) ちか地びき網漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年4月30日まで 12月15日から翌年8月31日まで 12月15日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 6月1日から翌年2月末日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	函館市(岩戸町、双見町、大船町、豊崎町、臼尻町、安浦町、川添町、尾札部町、木直町、古部町、鏡子町、新浜町、新八幡町、輪紙山町、新恵山町、常浦町、島泊町、元村町、恵山峠町、恵山町、柏野町、御崎町、古武井町、日ノ浜町、高佐町、女郎川町、川上町、日和山町、中浜町、大淵町、豊浦町、吉畑町、日清町、原木町、新二見町、浜町、丸山町、館町、泊町、井才町、瀬田来町、汐首町、釜谷町、小安町、小安山町、石崎町、白石町、鶴野町、古川町、石倉町、新湊町、銭亀町、志海苔町、赤坂町、瀬戸川町、高松町及び根崎町を除く。)	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の敷及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 堤網の長さは、225メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、7メートル以下でなければならない。
渡海共第40号	上磯郡漁業協同組合	北斗市地先		次の基点第1号、基点第2号、基点第3号、点1、点2、点3及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 函館港第3防砂堤灯台中心点(北緯 41度48分37.7秒 東経 140度42分07.8秒) 基点第2号 函館港北防波堤北端 基点第3号 函館港北防波堤灯台中心点(北緯 41度47分53.2秒 東経 140度41分58.7秒) 基点第4号 北斗市館野と矢不束の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第5号 北緯 41度46分41.73秒 東経 140度42分11.47秒 点1 基点第5号から317度30分2.600メートルの点 点2 基点第4号から83度30分3.200メートルの点 点3 基点第4号から103度30分3.200メートルの点	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 ふのり漁業 まつも漁業 わかめ漁業 あかざらがいがい漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞいしかけがいがい漁業 えぞほかがいがい漁業 ちかきま つぶ漁業 ほっきがいがい漁業 うに漁業 えむし漁業 しゃこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	北斗市七重浜、東浜、中央、飯生、谷好、富川及び館野	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
渡海共第41号	上磯郡漁業協同組合	北斗市地先	次の基点第1号、基点第2号、基点第3号、点1、点2、点3及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 函館港第3防砂堤灯台中心点 〔北緯 41度48分37.7秒 東経 140度42分07.8秒〕 基点第2号 函館港北防波堤北端 基点第3号 函館港北防波堤灯台中心点 〔北緯 41度47分53.2秒 東経 140度41分58.7秒〕 基点第4号 北斗市館野と矢不來の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第5号 北緯 41度46分41.73秒 東経 140度42分11.47秒 点1 基点第5号から 317度 30分 2.600メートルの点 点2 基点第4号から 83度 30分 3.700メートルの点 点3 基点第4号から 103度 30分 3.200メートルの点		第二種共同漁業	(第二種共同漁業) かれい刺し網漁業 しらうお刺し網漁業 ちかきゆうりうお刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 かれい・いかい・いわし小型定置網漁業 ほっけ・かれい底建網漁業 がぞみかこ漁業 くりがにかこ漁業 はもどう漁業 (第三種共同漁業) ちか地びき網漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月21日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 6月1日から翌年2月末日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	北斗市七重浜、東浜、中央、飯生、谷好、富川及び館野	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は艘数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 身網の長さは、180メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2に深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、7メートル以下でなければならない。
渡海共第42号	上磯郡漁業協同組合	北斗市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 北斗市館野と矢不來の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北斗市地籍図根三角点 B5.3 基点第3号 北斗市茂辺地と当別の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 103度 30分 3.200メートルの点 点2 基点第2号から 97度 30分 3.500メートルの点 点3 基点第3号から 142度 00分 3.000メートルの点		第一種共同漁業	こんぶ漁業 のり漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あかざらがい漁業 あさり漁業 あわび漁業 かき漁業 つぶ漁業 ほっきがいのり漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	北斗市矢不來及び茂辺地	なし
渡海共第43号	上磯郡漁業協同組合	北斗市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 北斗市館野と矢不來の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北斗市地籍図根三角点 B5.3 基点第3号 北斗市茂辺地と当別の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 103度 30分 3.200メートルの点 点2 基点第2号から 97度 30分 3.500メートルの点 点3 基点第3号から 142度 00分 3.000メートルの点		第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 たなご刺し網漁業 ちかきゆうりうお刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 かれい・いかい・いわし小型定置網漁業 ほっけ・かれい底建網漁業 くりがにかこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月21日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	北斗市矢不來及び茂辺地	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は艘数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 身網の長さは、180メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2に深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、7メートル以下でなければならない。
渡海共第44号	上磯郡漁業協同組合	北斗市地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 北斗市茂辺地と当別の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北斗市と木古内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 142度 00分 3.000メートルの点 点2 基点第2号から 152度 40分 3.000メートルの点		第一種共同漁業	こんぶ漁業 のり漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いかい漁業 つぶ漁業 ほっきがいのり漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	北斗市当別及び三ツ石	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
渡海共第45号	上磯郡漁業協同組合	北斗市地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 北斗市茂辺地と当別の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北斗市と木古内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 142度 00分 3.000メートルの点 点2 基点第2号から 152度 40分 3.000メートルの点		第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 たなご刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 かれい・いかい・いわし小型定置網漁業 ほっけ・かれい底建網漁業 くしがにかご漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月21日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	北斗市当別及び三ツ石	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スズイガニ及びベニズイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 堤網の長さは、180メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、7メートル以下でなければならない。
渡海共第46号	上磯郡漁業協同組合	上磯郡木古内町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 北斗市と木古内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 木古内町と知内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 152度 40分 3.000メートルの点 点2 基点第2号から 110度 00分 4.500メートルの点		第一種共同漁業	こんぶ漁業 のり漁業 ひしこ漁業 ふのり漁業 まつも漁業 あずき漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 たいらぎ漁業 つぶ漁業 ほっけがい漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	木古内町	なし
渡海共第47号	上磯郡漁業協同組合	上磯郡木古内町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 北斗市と木古内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 木古内町と知内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 152度 40分 3.000メートルの点 点2 基点第2号から 110度 00分 4.500メートルの点		第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 たなご刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・かれい・いか小型定置網漁業 ほっけ・かれい底建網漁業 はもどう漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月21日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	木古内町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スズイガニ及びベニズイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 堤網の長さは、180メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、7メートル以下でなければならない。
渡海共第48号	上磯郡漁業協同組合	上磯郡知内町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第5号、点5、点6及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 木古内町と知内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 知内町字涌元と字小谷石の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 イカリカイ島に設置の北海道水産林務部図根点 No.9 〔北海道水産林務部三角点 水D21〜〕 基点第4号 知内町と福島町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第5号 国土地理院3等三角点 味家坊から163度55分10秒 646メートルの点 基点第6号 点6から 270 度 27分 1.178メートルの点 点1 基点第1号から 110度 00分 4.500メートルの点 点2 基点第2号から 90 度 30分 3.000メートルの点 点3 基点第3号から 122度 30分 2.100メートルの点 点4 基点第4号から 150度 45分 2.000メートルの点 点5 基点第5号から 90 度 27分 1.178メートルの点 点6 点5から 180 度 27分 400メートルの点		第一種共同漁業	こんぶ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 たいらぎ漁業 つぶ漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知内町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
渡海共第49号	上磯郡漁業協同組合	上磯郡知内町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第5号、点5、点6及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 木古内町と知内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 知内町字浦元と字小谷石の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 イカリカイ島に設置の北海道水産林務部図根点 No.9 (北海道水産林務部三角点 水021～) 基点第4号 知内町と福島町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第5号 国土地理院3等三角点 味家位から163度55分110秒 646メートルの点 基点第6号 点6から 270 度 27分 1. 178メートルの点 点1 基点第1号から 110度 00分 4. 500メートルの点 点2 基点第2号から 90 度 30分 3. 000メートルの点 点3 基点第3号から 122度 30分 2. 100メートルの点 点4 基点第4号から 150度 45分 2. 000メートルの点 点5 基点第5号から 90 度 27分 1. 178メートルの点 点6 点5から 180 度 27分 400メートルの点		第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 たなご刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 ほっけ・かれいいか小型定置網漁業 はもど漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月21日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知内町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びペニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、180メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、7メートル以下でなければならない。
渡海共第50号	福島吉岡漁業協同組合	松前郡福島町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 知内町と福島町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 福島町字白符と字宮歌の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 150 度 45分 2. 000メートルの点 点2 基点第2号から 127 度 30分 2. 000メートルの点		第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 つのまた漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 わかのめ漁業 あわび漁業 いかい漁業 つが漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福島町字岩部、字浦和、字日の出、字三岳、字塩釜、字月崎、字福島、字日向及び字白符	なし
渡海共第51号	福島吉岡漁業協同組合	松前郡福島町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 知内町と福島町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 福島町字白符と字宮歌の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 150 度 45分 2. 000メートルの点 点2 基点第2号から 127 度 30分 2. 000メートルの点		第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 たなご刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 ほっけ・かれいいか小型定置網漁業 ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福島町字岩部、字浦和、字日の出、字三岳、字塩釜、字月崎、字福島、字日向及び字白符	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びペニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、180メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、7メートル以下でなければならない。
渡海共第52号	福島吉岡漁業協同組合	松前郡福島町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 福島町字白符と字宮歌の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 福島町と松前町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 127 度 30分 2. 000メートルの点 点2 基点第2号から 130 度 05分 2. 150メートルの点		第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 つのまた漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかのめ漁業 あわび漁業 つが漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福島町字宮歌、字豊浜、字吉岡、字館崎、字吉野及び字松浦	なし
渡海共第53号	福島吉岡漁業協同組合	松前郡福島町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 福島町字白符と字宮歌の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 福島町と松前町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 127 度 30分 2. 000メートルの点 点2 基点第2号から 130 度 05分 2. 150メートルの点		第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 たなご刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 ほっけ・かれいいか小型定置網漁業 ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福島町字宮歌、字豊浜、字吉岡、字館崎、字吉野及び字松浦	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びペニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、180メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、7メートル以下でなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
渡海共第54号	松前さくら漁業協同組合	松前郡松前町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、基点第15号及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 福島町と松前町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.18(北海道水産林務部三角点 水D11～) 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水D12 基点第4号 松前町字上川と宇部日の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第5号 北海道水産林務部図根点 No.1(北海道水産林務部三角点 水D14～) 基点第6号 松前灯台中心点 (北緯 41度25分07.6秒 東経 140度05分19.5秒) 基点第7号 北海道水産林務部図根点 渡H5-1(松前町字建石と宇館浜の境界) 基点第8号 北海道水産林務部図根点 No.8(国土地理院三角点 尽内中位～) 基点第9号 北海道水産林務部図根点 No.1(北海道水産林務部三角点 水D18～) 基点第10号 北海道水産林務部図根点 渡H5-2(松前町字茂草と宇小浜の境界) 基点第11号 北海道水産林務部図根点 渡H5-3(松前町字高野と宇大津の境界) 基点第12号 北海道水産林務部三角点 水D21 基点第13号 北海道水産林務部図根点 渡H5-4(国土地理院三角点 水無～) 基点第14号 北海道水産林務部図根点 No.2(国土地理院三角点 原口～) 基点第15号 上ノ国町地先 立岩の中央 基点第16号 松前町と上ノ国町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 130度 05分 2.150メートルの点 点2 基点第2号から 156度 40分 2.000メートルの点 点3 基点第2号から 197度 30分 2.000メートルの点 点4 基点第3号から 209度 00分 2.100メートルの点 点5 基点第4号から 170度 00分 2.100メートルの点 点6 基点第5号から 188度 00分 2.050メートルの点 点7 基点第6号から 177度 30分 2.000メートルの点 点8 基点第6号から 235度 00分 2.300メートルの点 点9 基点第7号から 238度 50分 2.250メートルの点 点10 基点第8号から 236度 00分 2.000メートルの点 点11 基点第9号から 251度 00分 2.100メートルの点 点12 基点第10号から 242度 49分 2.200メートルの点 点13 基点第11号から 250度 52分 2.000メートルの点 点14 基点第12号から 263度 00分 2.100メートルの点 点15 基点第13号から 269度 00分 2.100メートルの点 点16 基点第14号から 281度 00分 2.150メートルの点 点17 基点第15号から 267度 30分 2.000メートルの点	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 くらぶ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかの漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 つぶ漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	松前町	なし
渡海共第55号	松前さくら漁業協同組合	松前郡松前町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、基点第15号及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 福島町と松前町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.18(北海道水産林務部三角点 水D11～) 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水D12 基点第4号 松前町字上川と宇部日の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第5号 北海道水産林務部図根点 No.1(北海道水産林務部三角点 水D14～) 基点第6号 松前灯台中心点 (北緯 41度25分07.6秒 東経 140度05分19.5秒) 基点第7号 北海道水産林務部図根点 渡H5-1(松前町字建石と宇館浜の境界) 基点第8号 北海道水産林務部図根点 No.8(国土地理院三角点 尽内中位～) 基点第9号 北海道水産林務部図根点 No.1(北海道水産林務部三角点 水D18～) 基点第10号 北海道水産林務部図根点 渡H5-2(松前町字茂草と宇小浜の境界) 基点第11号 北海道水産林務部図根点 渡H5-3(松前町字高野と宇大津の境界) 基点第12号 北海道水産林務部三角点 水D21 基点第13号 北海道水産林務部図根点 渡H5-4(国土地理院三角点 水無～) 基点第14号 北海道水産林務部図根点 No.2(国土地理院三角点 原口～) 基点第15号 上ノ国町地先 立岩の中央 基点第16号 松前町と上ノ国町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 130度 05分 2.150メートルの点 点2 基点第2号から 156度 40分 2.000メートルの点 点3 基点第2号から 197度 30分 2.000メートルの点 点4 基点第3号から 209度 00分 2.100メートルの点 点5 基点第4号から 170度 00分 2.100メートルの点 点6 基点第5号から 188度 00分 2.050メートルの点 点7 基点第6号から 177度 30分 2.000メートルの点 点8 基点第6号から 235度 00分 2.300メートルの点 点9 基点第7号から 238度 50分 2.250メートルの点 点10 基点第8号から 236度 00分 2.000メートルの点 点11 基点第9号から 251度 00分 2.100メートルの点 点12 基点第10号から 242度 49分 2.200メートルの点 点13 基点第11号から 250度 52分 2.000メートルの点 点14 基点第12号から 263度 00分 2.100メートルの点 点15 基点第13号から 269度 00分 2.100メートルの点 点16 基点第14号から 281度 00分 2.150メートルの点 点17 基点第15号から 267度 30分 2.000メートルの点	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たなこ刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めぼる刺し網漁業 ちかたなこ小型定置網漁業 ほっけ・かれい小型定置網漁業 ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月21日から翌年8月31日まで 11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	松前町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の艘数又は艘数並びに使用する漁船の船主の数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 身網の長さとは、300メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、7メートル以下でなければならない。
渡海共第56号	松前さくら漁業協同組合	松前郡松前町地先	小島の最大高潮時海岸線及び同線から沖合2,000メートルの線とによって囲まれた区域	第一種共同漁業	こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかの漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	松前町字館浜、字札前、字赤神、字静浦及び字茂草	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
渡海共第57号	松前さくら漁業協同組合	松前郡松前町地先	小島の最大高潮時海岸線及び同線から沖合2,000メートルの線とによって囲まれた区域		第二種共同漁業	あんこう・かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 ほっけ・かれい・いか小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年8月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	松前町字館浜、字札前、字赤神、字静浦及び字茂草	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
渡海共第58号	松前さくら漁業協同組合	松前郡松前町地先	大島の最大高潮時海岸線及び同線から沖合1,500メートルの線とによって囲まれた区域		第一種共同漁業	こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	松前町字小浜、字清部、字高野、字大津、字江良、字二越、字白坂、字原口及び字神山	なし
渡海共第59号	松前さくら漁業協同組合	松前郡松前町地先	大島の最大高潮時海岸線及び同線から沖合1,500メートルの線とによって囲まれた区域		第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たら刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 1月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	松前町字小浜、字清部、字高野、字大津、字江良、字二越、字白坂、字原口及び字神山	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、300メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、7メートル以下でなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
渡海共第60号	落部漁業協同組合、砂原漁業協同組合、森漁業協同組合、八雲町漁業協同組合、長万部漁業協同組合	山越郡長万部町、二海郡八雲町及び茅部郡森町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24、点25、点26、点27及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 豊浦町と長万部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D1 基点第3号 長万部町宇野和と宇共立の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第4号 国土地理院三角点 欽附から 37度00分 2. 000メートルの点 基点第5号 国土地理院三角点 壽屋 基点第6号 長万部町と八雲町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第7号 国土地理院三角点 道楽部 基点第8号 八雲町内浦町第3区と浜松の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第9号 国土地理院三角点 追浜 基点第10号 八雲町野田生と東野の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第11号 八雲町と森町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第12号 北海道水産林務部図根点 No.10(北海道水産林務部三角点 水D7～) 基点第13号 北海道水産林務部三角点 水D9 基点第14号 国土地理院三角点 森森から343度00分 500メートルの点 基点第15号 森町宇尾白内町と宇砂原の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第16号 国土地理院三角点 砂崎 基点第17号 国土地理院三角点 松屋崎 基点第18号 森町と鹿部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 183 度 00分 5. 000メートルの点 点2 基点第1号から 183 度 00分 11. 500メートルの点 点3 基点第3号から 152 度 30分 10. 000メートルの点 点4 基点第6号から 97 度 30分 11. 000メートルの点 点5 基点第8号から 59 度 00分 12. 500メートルの点 点6 基点第10号から 49 度 00分 9. 500メートルの点 点7 基点第11号から 31 度 00分 9. 500メートルの点 点8 基点第15号から 359 度 30分 10. 000メートルの点 点9 基点第16号から 21 度 30分 8. 800メートルの点 点10 基点第18号から 32度 30分 10. 500メートルの点 点11 基点第18号から 32度 30分 4. 000メートルの点 点12 基点第17号から 42度 30分 3. 100メートルの点 点13 基点第16号から 20度 00分 3. 350メートルの点 点14 基点第16号から 341度 00分 3. 400メートルの点 点15 基点第15号から 346度 15分 3. 000メートルの点 点16 基点第14号から 343度 00分 3. 200メートルの点 点17 基点第13号から 13度 00分 3. 050メートルの点 点18 基点第12号から 45度 00分 3. 000メートルの点 点19 基点第11号から 27度 30分 3. 000メートルの点 点20 基点第10号から 43度 30分 3. 000メートルの点 点21 基点第9号から 43度 30分 3. 000メートルの点 点22 基点第9号から 43度 30分 4. 000メートルの点 点23 基点第7号から 70度 00分 4. 000メートルの点 点24 基点第6号から 97度 30分 4. 000メートルの点 点25 基点第5号から 97度 30分 5. 000メートルの点 点26 基点第4号から 124度 00分 5. 000メートルの点 点27 基点第2号から 157度 30分 5. 000メートルの点	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	長万部町、八雲町(熊石泉岱町、熊石折戸町、熊石栴沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石鮎川町、熊石大谷町、熊石平町、熊石曇岩町、熊石根崎町、熊石曇石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町を除く)及び森町	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
渡海共第61号	落部漁業協同組合、砂原漁業協同組合、森漁業協同組合、八雲町漁業協同組合、長万部漁業協同組合	山越郡長万部町、二海郡八雲町及び茅部郡森町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24、点25、点26、点27及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 豊浦町と長万部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D1 基点第3号 長万部町宇野狩と宇共立の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第4号 国土地理院三角点 欽附から 37度00分 2、000メートルの点 基点第5号 国土地理院三角点 壽屋 基点第6号 長万部町と八雲町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第7号 国土地理院三角点 道楽部 基点第8号 八雲町内浦町第3区と浜松の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第9号 国土地理院三角点 迫浜 基点第10号 八雲町野田生と東野の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第11号 八雲町と森町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第12号 北海道水産林務部図根点 No.10(北海道水産林務部三角点 水D7～) 基点第13号 北海道水産林務部三角点 水D9 基点第14号 国土地理院三角点 高森から343度00分 500メートルの点 基点第15号 森町宇尾白内町と宇砂原の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第16号 国土地理院三角点 砂崎 基点第17号 森町と鹿部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第18号 森町と鹿部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 183 度 00分 5、000メートルの点 点2 基点第1号から 183 度 00分 11、500メートルの点 点3 基点第3号から 152 度 30分 10、000メートルの点 点4 基点第6号から 97 度 30分 11、000メートルの点 点5 基点第8号から 59 度 00分 12、500メートルの点 点6 基点第10号から 49 度 00分 9、500メートルの点 点7 基点第11号から 31 度 00分 9、500メートルの点 点8 基点第15号から 359 度 30分 10、000メートルの点 点9 基点第16号から 21 度 30分 8、800メートルの点 点10 基点第18号から 32度 30分 10、500メートルの点 点11 基点第18号から 32度 30分 4、000メートルの点 点12 基点第17号から 42度 30分 3、100メートルの点 点13 基点第16号から 20度 00分 3、350メートルの点 点14 基点第16号から 341度 00分 3、400メートルの点 点15 基点第15号から 346度 15分 3、000メートルの点 点16 基点第14号から 343度 00分 3、200メートルの点 点17 基点第13号から 13度 00分 3、050メートルの点 点18 基点第12号から 49度 00分 3、000メートルの点 点19 基点第11号から 27度 30分 3、000メートルの点 点20 基点第10号から 43度 30分 3、000メートルの点 点21 基点第9号から 43度 30分 3、000メートルの点 点22 基点第9号から 43度 30分 4、000メートルの点 点23 基点第7号から 70度 00分 4、000メートルの点 点24 基点第6号から 97度 30分 4、000メートルの点 点25 基点第5号から 97度 30分 5、000メートルの点 点26 基点第4号から 124度 00分 5、000メートルの点 点27 基点第2号から 157度 30分 5、000メートルの点	第二種共同漁業	いわし刺し網漁業 かれい刺し網漁業 たら刺し網漁業 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ほつめ・めばる・さば刺し網漁業 はもど漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年5月31日まで 3月1日から6月30日まで 10月1日から翌年6月30日まで 5月1日から翌年1月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	長万部町、八雲町(熊石泉岱町、熊石折戸町、熊石栴沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石鮎川町、熊石大谷町、熊石平町、熊石豊岩町、熊石根崎町、熊石磐石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町を除く)及び森町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、遅やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、遅やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の回数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
渡海共第62号	南かやべ漁業協同組合、鹿部漁業協同組合	茅部郡鹿部町及び函館市地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 森町と鹿部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D22 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水D23 基点第4号 国土地理院三角点 鹿部高森 基点第5号 鹿部町と函館市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第6号 北海道水産林務部三角点 水D30 基点第7号 北海道水産林務部三角点 水D32 基点第8号 北海道水産林務部三角点 水D34 基点第9号 国土地理院三角点 弁天島 基点第10号 函館市安浦町と川汲町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第11号 国土地理院三角点 黒鷲岬 基点第12号 国土地理院三角点 木直 基点第13号 北海道水産林務部図根点 No.27(北海道水産林務部三角点 水D45～) 基点第14号 函館市古部町と鏡子町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 32 度 30分 4、000メートルの点 点2 基点第1号から 32 度 30分 10、500メートルの点 点3 基点第14号から 36 度 03分 15、000メートルの点 点4 基点第14号から 36 度 03分 3、000メートルの点 点5 基点第13号から 29 度 00分 3、000メートルの点 点6 基点第12号から 32 度 00分 3、050メートルの点 点7 基点第11号から 30 度 30分 3、550メートルの点 点8 基点第11号から 355 度 30分 3、100メートルの点 点9 基点第10号から 38 度 45分 3、000メートルの点 点10 基点第9号から 57 度 10分 3、150メートルの点 点11 基点第8号から 47 度 30分 3、050メートルの点 点12 基点第7号から 49 度 00分 3、200メートルの点 点13 基点第6号から 45度 30分 3、100メートルの点 点14 基点第5号から 32度 30分 3、200メートルの点 点15 基点第4号から 55度 00分 3、100メートルの点 点16 基点第3号から 49度 00分 3、050メートルの点 点17 基点第2号から 32度 30分 3、300メートルの点	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	鹿部町、函館市岩戸町、双見町、大船町、豊崎町、臼尻町、安浦町、川汲町、尾札部町、木直町及び古部町	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
渡海共第63号	南かやべ漁業協同組合、鹿部漁業協同組合	茅部郡鹿部町及び函館市地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17及び点1の各点と点1の各点とを結んだ線と点1の各点とを結んだ線とによって囲まれた区域 基点第1号 森町と鹿部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D22 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水D23 基点第4号 国土地理院三角点 鹿部高森 基点第5号 鹿部町と函館市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第6号 北海道水産林務部三角点 水D30 基点第7号 北海道水産林務部三角点 水D32 基点第8号 北海道水産林務部三角点 水D34 基点第9号 国土地理院三角点 井天島 基点第10号 函館市安浦町と川汲町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第11号 国土地理院三角点 黒簗岬 基点第12号 国土地理院三角点 木直 基点第13号 北海道水産林務部図根点 №27(北海道水産林務部三角点 水D45～) 基点第14号 函館市古部町と鏡子町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 32 度 30分 4. 000メートルの点 点2 基点第1号から 32 度 30分 10. 500メートルの点 点3 基点第14号から 36 度 03分 15. 000メートルの点 点4 基点第14号から 36 度 03分 3. 000メートルの点 点5 基点第13号から 29 度 00分 3. 000メートルの点 点6 基点第12号から 32 度 00分 3. 050メートルの点 点7 基点第11号から 30 度 30分 3. 550メートルの点 点8 基点第11号から 356 度 30分 3. 100メートルの点 点9 基点第10号から 38 度 45分 3. 000メートルの点 点10 基点第9号から 57 度 10分 3. 150メートルの点 点11 基点第8号から 47 度 30分 3. 050メートルの点 点12 基点第7号から 49 度 00分 3. 200メートルの点 点13 基点第6号から 45度 30分 3. 100メートルの点 点14 基点第5号から 32度 30分 3. 200メートルの点 点15 基点第4号から 55度 00分 3. 100メートルの点 点16 基点第3号から 49度 00分 3. 050メートルの点 点17 基点第2号から 32度 30分 3. 300メートルの点	第二種共同漁業	あんこう・かずべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 たら刺し網漁業 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ぶり刺し網漁業 ほっけ・めばる・さば刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 17月1日から翌年6月31日まで 3月1日から6月30日まで 10月1日から翌年6月30日まで 5月1日から翌年1月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	鹿部町、函館市岩戸町、双見町、大船、豊崎町、日尻町、安浦町、川汲、尾札部町、木直町及び古部町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 8月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、遠やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、遠やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の敷及び敷数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
渡海共第64号	戸井漁業協同組合、えさん漁業協同組合、銭亀沢漁業協同組合、函館市漁業協同組合	函館市地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 函館市古部町と鏡子町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 №6(北海道水産林務部三角点 水D4～) 基点第3号 函館市恵山岬町と御崎町の境界線とトド岩に設置の北海道水産林務部図根点 №. 基点第4号 北海道水産林務部三角点 水D7 基点第5号 函館市恵山町と古武井町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第6号 北海道水産林務部図根点 №.1(北海道水産林務部三角点 水D10～)から335度41分36秒 4 08. 99メートルの点 基点第7号 北海道水産林務部図根点 №.3(北海道水産林務部三角点 水D11～)から58度28分43秒 20 9. 02メートルの点 基点第8号 函館市日浦町と原木町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第9号 函館市井才町と瀬田来町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第10号 汐首岬灯台 (北緯41度42分40. 1秒 東経140度57分51. 1秒) 基点第11号 函館市釜谷町と小安町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第12号 函館市小安町と石崎町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第13号 函館市石崎町と古川町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第14号 函館市銭亀町と忠海吉町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第15号 国土地理院三角点 榎崎野から285度36分41. 46秒 1. 863. 28メートルの点 基点第16号 北海道水産林務部図根点 №.11(北海道水産林務部三角点 水D34～) 基点第17号 北海道水産林務部図根点 №.17(北海道水産林務部三角点 水D34～) 点1 基点第1号から 36度03分 3. 000メートルの点 点2 基点第1号から 36度03分 15. 000メートルの点 点3 基点第3号から 102度30分 10. 500メートルの点 点4 基点第8号から 146度37分 10. 000メートルの点 点5 基点第10号から 197度30分 8. 000メートルの点 点6 基点第16号から 169度40分 11. 000メートルの点 点7 基点第17号から 247度30分 3. 000メートルの点 点8 基点第16号から 169度40分 3. 000メートルの点 点9 基点第15号から 182度30分 3. 130メートルの点 点10 基点第14号から 193度40分 3. 000メートルの点 点11 基点第13号から 196度45分 3. 000メートルの点 点12 基点第12号から 201度30分 3. 000メートルの点 点13 基点第11号から 221度58分 3. 000メートルの点 点14 基点第10号から 197度30分 2. 000メートルの点 点15 基点第9号から 161度 2. 000メートルの点 点16 基点第8号から 203度40分 2. 800メートルの点 点17 基点第8号から 146度37分 2. 000メートルの点 点18 基点第7号から 139度45分 2. 000メートルの点 点19 基点第6号から 121度55分30秒 2. 133. 59メートルの点 点20 基点第5号から 167度15分20秒 2. 340. 72メートルの点 点21 基点第4号から 148度30分 2. 000メートルの点 点22 基点第3号から 133度30分 2. 000メートルの点 点23 基点第3号から 102度30分 2. 000メートルの点 点24 基点第2号から 70度30分 2. 000メートルの点	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	函館市(岩戸町、双見町、大船町、豊崎町、日尻町、安浦町、川汲町、尾札部町、木直町及び古部町を除く)	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
渡海共第65号	戸井漁業協同組合、えさん漁業協同組合、銭亀沢漁業協同組合、函館市漁業協同組合	函館市地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 函館市古部町と鮎子町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.6(北海道水産林務部三角点 水D4～) 基点第3号 函館市恵山岬町と御崎町の境界地先ト岩に設置の北海道水産林務部図根点 No. 基点第4号 北海道水産林務部三角点 水D7 基点第5号 函館市荒山町と古武井町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第6号 北海道水産林務部図根点 No.1(北海道水産林務部三角点 水D10～)から335度41分36秒 4 08. 99メートルの点 基点第7号 北海道水産林務部図根点 No.3(北海道水産林務部三角点 水D11～)から58度28分43秒 20 9. 02メートルの点 基点第8号 函館市日浦町と原木町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第9号 函館市弁才町と潮田来町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第10号 汐首岬灯台 (北緯41度42分40. 1秒 東経140度57分51. 1秒) 基点第11号 函館市釜谷町と小安町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第12号 函館市小安町と石崎町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第13号 函館市石崎町と古川町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第14号 函館市銭亀町と志海吉町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第15号 国土地理院三角点 稲崎野から285度36分41. 46秒 1. 863 28メートルの点 基点第16号 北海道水産林務部図根点 No.11(北海道水産林務部三角点 水D34～) 基点第17号 北海道水産林務部図根点 No.17(北海道水産林務部三角点 水D34～) 点1 基点第1号から 36度03分 3. 000メートルの点 点2 基点第1号から 36度03分 15. 000メートルの点 点3 基点第3号から 102度30分 10. 500メートルの点 点4 基点第8号から 146度37分 10. 000メートルの点 点5 基点第10号から 197度30分 8. 000メートルの点 点6 基点第16号から 169度40分 11. 000メートルの点 点7 基点第17号から 247度30分 3. 000メートルの点 点8 基点第16号から 169度40分 3. 000メートルの点 点9 基点第15号から 182度30分 3. 130メートルの点 点10 基点第14号から 193度40分 3. 000メートルの点 点11 基点第13号から 196度45分 3. 000メートルの点 点12 基点第12号から 201度30分 3. 000メートルの点 点13 基点第11号から 221度58分 3. 000メートルの点 点14 基点第10号から 197度30分 2. 000メートルの点 点15 基点第9号から 161度 2. 000メートルの点 点16 基点第8号から 203度40分 2. 800メートルの点 点17 基点第6号から 146度37分 2. 000メートルの点 点18 基点第7号から 139度45分 2. 000メートルの点 点19 基点第6号から 121度55分30秒 2. 133. 59メートルの点 点20 基点第5号から 167度15分20秒 2. 340. 72メートルの点 点21 基点第4号から 148度30分 2. 000メートルの点 点22 基点第3号から 133度30分 2. 000メートルの点 点23 基点第3号から 102度30分 2. 000メートルの点 点24 基点第2号から 70度30分 2. 000メートルの点	第二種共同漁業	いわし刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たら刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ふり刺し網漁業 ほっけ・めばる・さば刺し網漁業 ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 11月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	函館市(岩戸町、双見町、大船町、豊崎町、白尻町、安洲町、川浜町、尾札部町、木直町及び古部町を除く)	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 身網の長さは、225メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、7メートル以下でなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は続数並びに使用する漁船の船主数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
渡海共第66号	上磯郡漁業協同組合、函館市漁業協同組合、福島宮岡漁業協同組合、松前さくら漁業協同組合	函館市、北斗市、上磯郡木古内町及び知内町並びに松前郡福島町及び松前町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、並びに点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24、点25、点26、点27、点28、点29、点30、点31、点32、点33、点34、点35、点36及び点14の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No.12(北海道水産林務部三角点 水D5～) 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.17(北海道水産林務部三角点 水D34～) 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.11(北海道水産林務部三角点 水D34～) 基点第4号 北斗市左辺地と当別の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第5号 北斗市と木古内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第6号 木古内町と知内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第7号 知内町字浦元と字小谷石の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第8号 イカリカベ島に設置の北海道水産林務部図根点 No.9(北海道水産林務部三角点 水D21～) 基点第9号 知内町と福島町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第10号 福島町字白符と字宮歌の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第11号 福島町と松前町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第12号 北海道水産林務部図根点 No.18(北海道水産林務部三角点 水D11～) 基点第13号 北海道水産林務部三角点 水D12 基点第14号 松前町字上川と字朝日の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第15号 北海道水産林務部図根点 No.1(北海道水産林務部三角点 水D14～) 基点第16号 松前灯台中心点(北緯 41度25分07.6秒 東経 140度05分19.5秒) 基点第17号 北海道水産林務部図根点 渡H5-1(松前町字碓石と字龍浜の境界) 基点第18号 北海道水産林務部図根点 No.8(国土地理院三角点 尽内中佐～) 基点第19号 北海道水産林務部図根点 No.1(北海道水産林務部三角点 水D18～) 基点第20号 北海道水産林務部図根点 渡H5-2(松前町字茂草と字小浜の境界) 基点第21号 北海道水産林務部図根点 渡H5-3(松前町字高野と字大津の境界) 基点第22号 北海道水産林務部三角点 水D21 基点第23号 北海道水産林務部図根点 渡H5-4(国土地理院三角点 水無～) 基点第24号 北海道水産林務部図根点 No.2(国土地理院三角点 原口～) 基点第25号 松前町と上ノ国町の境界地先 立岩の中央 点1 基点第1号から 97度 30分 3. 500メートルの点 点2 基点第2号から 247度 30分 3. 000メートルの点 点3 基点第3号から 169度 40分 11. 000メートルの点 点4 基点第9号から 150度 45分 10. 000メートルの点 点5 基点第11号から 130度 05分 10. 000メートルの点 点6 基点第11号から 130度 05分 2. 150メートルの点 点7 基点第10号から 127度 30分 2. 000メートルの点 点8 基点第9号から 150度 45分 2. 000メートルの点 点9 基点第8号から 122度 30分 2. 100メートルの点 点10 基点第7号から 90度 30分 3. 000メートルの点 点11 基点第6号から 110度 00分 4. 500メートルの点 点12 基点第5号から 152度 40分 3. 000メートルの点 点13 基点第4号から 142度 00分 3. 000メートルの点 点14 基点第11号から 130度 05分 2. 150メートルの点 点15 基点第11号から 130度 05分 10. 000メートルの点 点16 基点第11号から 192度 30分 10. 000メートルの点 点17 基点第17号から 192度 30分 10. 000メートルの点 点18 基点第17号から 238度 50分 10. 000メートルの点 点19 基点第21号から 250度 52分 10. 000メートルの点 点20 基点第25号から 267度 30分 10. 000メートルの点 点21 基点第25号から 267度 30分 2. 000メートルの点 点22 基点第24号から 281度 00分 2. 150メートルの点 点23 基点第23号から 269度 00分 2. 000メートルの点 点24 基点第22号から 263度 00分 2. 100メートルの点 点25 基点第21号から 250度 52分 2. 000メートルの点 点26 基点第20号から 242度 49分 2. 200メートルの点 点27 基点第19号から 261度 00分 2. 100メートルの点 点28 基点第18号から 236度 00分 2. 000メートルの点 点29 基点第17号から 238度 50分 2. 150メートルの点 点30 基点第16号から 235度 00分 2. 300メートルの点 点31 基点第16号から 177度 30分 2. 000メートルの点 点32 基点第15号から 188度 00分 2. 050メートルの点 点33 基点第14号から 170度 00分 2. 100メートルの点 点34 基点第13号から 209度 00分 2. 100メートルの点 点35 基点第12号から 197度 30分 2. 000メートルの点 点36 基点第12号から 156度 00分 2. 000メートルの点	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	函館市(岩戸町、双見町、大船町、豊崎町、白浜町、安浦町、川浜町、庵礼郡町、木道町、古郡町、熊子町、新浜町、新八幡町、絵紙山町、新恵山町、富浦町、島泊町、元村町、恵山岬町、御崎町、柏野町、恵山町、古賀井町、日ノ浜町、高岱町、女郎川町、川上町、日和山町、中浜町、大淵町、豊浦町、吉畑町、日浦町、原木町、新二見町、浜町、丸山町、館町、泊町、弁才町、黒田来町、汐首町、釜谷町、小安町、小安山町、石崎町、白石町、鶴野町、古川町、石倉町、新浜町、銭亀町、志海吉町、赤坂町、瀬戸川町、高松町及び種崎町を除く)、北斗市、木古内町、知内町、福島町及び松前町	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
渡海共第67号	上磯郡漁業協同組合、函館市漁業協同組合、福島市漁業協同組合、松前さくら漁業協同組合	函館市、北斗市、上磯郡木古内町及び知内町並びに松前、福島町及び松前町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13及び点1の各点を順次に結んで囲まれた区域、並びに点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24、点25、点26、点27、点28、点29、点30、点31、点32、点33、点34、点35、点36、点37、点38及び点14の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域から小島の最大高潮時海岸線及び同線から沖合2,000メートルの線によって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No.12(北海道水産林務部三角点 水D5～) 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.17(北海道水産林務部三角点 水D34～) 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.11(北海道水産林務部三角点 水D34～) 基点第4号 北斗市茂田地と当別の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第5号 北斗市と木古内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第6号 木古内町と知内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第7号 知内町字満元と字小谷石の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第8号 イカリカイ島に設置の北海道水産林務部図根点 No.9(北海道水産林務部三角点 水D21～) 基点第9号 矢越岬灯台(北緯41度31分02.3分 東経140度24分28.2秒) 基点第10号 知内町と福島町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第11号 福島町字白符と字宮歌の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第12号 福島町と松前町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第13号 白神岬灯台(北緯41度23分53.1秒 東経140度11分50.3秒) 基点第14号 北海道水産林務部図根点 No.18(北海道水産林務部三角点 水D11～) 基点第15号 北海道水産林務部三角点 水D12 基点第16号 松前町字上川と字朝日の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第17号 北海道水産林務部図根点 No.1(北海道水産部三角点 水D14～) 基点第18号 松前灯台(北緯 41度25分07.6秒 東経 140度05分19.6秒) 基点第19号 北海道水産林務部図根点 渡H5-1(松前町宇建石と字館浜の境界) 基点第20号 北海道水産林務部図根点 No.8(国土地理院三角点 尽内中位～) 基点第21号 北海道水産林務部図根点 No.1(北海道水産林務部三角点 水D18～) 基点第22号 北海道水産林務部図根点 渡H5-2(松前町字茂草と字小浜の境界) 基点第23号 清部漁港北防突堤灯台(北緯41度31分17.9秒 東経140度00分09.1秒) 基点第24号 北海道水産林務部図根点 渡H5-3(松前町字高野と字大津の境界) 基点第25号 北海道水産林務部三角点 水D21 基点第26号 北海道水産林務部図根点 渡H5-4(国土地理院三角点 水無～) 基点第27号 北海道水産林務部図根点 No.2(国土地理院三角点 原口～) 基点第28号 松前町と上ノ国町の境界地先 立岩の中央 基点第29号 松前小島灯台(北緯41度21分48.43秒 東経139度48分53.71秒) 基点第30号 小島北圓瀬岬突堤 点1 基点第1号から 97 度 30分 3.500メートルの点 点2 基点第2号から 247 度 30分 3.000メートルの点 点3 基点第3号から 169 度 40分 11.000メートルの点 点4 基点第9号から 135 度 00分 15.000メートルの点 点5 基点第12号から 130 度 05分 10.000メートルの点 点6 基点第12号から 130 度 05分 2.150メートルの点 点7 基点第11号から 127 度 30分 2.000メートルの点 点8 基点第10号から 150 度 45分 2.000メートルの点 点9 基点第8号から 122 度 30分 2.100メートルの点 点10 基点第7号から 90 度 30分 3.000メートルの点 点11 基点第6号から 110 度 00分 4.500メートルの点 点12 基点第5号から 152 度 40分 3.000メートルの点 点13 基点第4号から 142 度 00分 3.000メートルの点 点14 基点第12号から 130 度 05分 2.150メートルの点 点15 基点第12号から 130 度 05分 10.000メートルの点 点16 基点第13号から 180 度 00分 10.000メートルの点 点17 基点第29号から 131 度 00分 17.000メートルの点 点18 基点第29号から 150 度 30分 14.000メートルの点 点19 基点第30号から 232 度 30分 14.000メートルの点 点20 基点第30号から 272 度 30分 21.000メートルの点 点21 基点第23号と点20を結んだ線と基点第29号と点22を結んだ線との交点 点22 基点第28号から 267 度 30分 10.000メートルの点 点23 基点第28号から 267 度 30分 2.000メートルの点 点24 基点第27号から 281 度 00分 2.150メートルの点 点25 基点第26号から 269 度 00分 2.000メートルの点 点26 基点第25号から 263 度 00分 2.100メートルの点 点27 基点第24号から 250 度 52分 2.000メートルの点 点28 基点第22号から 242 度 49分 2.200メートルの点 点29 基点第21号から 251 度 00分 2.100メートルの点 点30 基点第20号から 236度 00分 2.000メートルの点 点31 基点第19号から 238度 50分 2.150メートルの点 点32 基点第18号から 235度 00分 2.300メートルの点 点33 基点第18号から 177度 30分 2.000メートルの点 点34 基点第17号から 188度 00分 2.050メートルの点 点35 基点第16号から 170度 00分 2.100メートルの点 点36 基点第15号から 209度 00分 2.100メートルの点 点37 基点第14号から 197 度 30分 2.000メートルの点 点38 基点第14号から 156度 00分 2.000メートルの点	第二種共同漁業	あんこう・かずべ刺し網漁業 いわし刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たら刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ぶり刺し網漁業 ほっつけ・めばる刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 11月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	函館市(岩戸町、双見町、大船町、豊崎町、白浜町、安浦町、川浜町、庵礼郡町、木道町、古郡町、鏡子町、新浜町、新八幡町、絵紙山町、新恵山町、富浦町、島泊町、元村町、恵山岬町、御崎町、柏野町、基山町、古波井町、日ノ浜町、高岱町、女郎川町、川上町、日和山町、中浜町、大瀨町、豊浦町、吉畑町、日浦町、原木町、新二見町、浜町、丸山町、館町、泊町、弁才町、黒田来町、歩首町、釜谷町、小安町、小安山町、石崎町、白石町、鶴野町、古川町、石倉町、新浜町、銭亀町、志海吉町、赤坂町、瀬戸川町、高松町及び種崎町を除く)、北斗市、木古内町、知内町、福島町及び松前町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の艘及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
渡海共第68号	上磯郡漁業協同組合、函館市漁業協同組合、福島宮岡漁業協同組合、松前さくら漁業協同組合	松前郡松前町地先	大島の最大高潮時海岸線から沖合1、500メートルの線及び同線から沖合3、500メートルの線とによって囲まれた区域		第二種共同漁業	さめ刺し網漁業 たら刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業	11月1日から翌年7月31日まで 11月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	函館市(岩戸町、双見町、大船町、豊崎町、臼尻町、安浦町、川返町、尾札部町、木直町、古部町、鯨子町、新浜町、新八幡町、鞍紙山町、新恵山町、富浦町、島泊町、元村町、恵山峠町、御崎町、柏野町、恵山町、古成井町、日ノ浜町、高岱町、女郎川町、川上町、日和山町、中浜町、大淵町、豊浦町、吉畑町、日浦町、原木町、新二見町、浜町、丸山町、館町、泊町、弁才町、落田来町、汐首町、釜谷町、小安町、小安山町、石崎町、白石町、鶴野町、古川町、石倉町、新浜町、鯉亀町、志海浜町、赤坂町、瀬戸川町、森松町及び根崎町を除く)、北斗市、木古内町、知内町、福島町及び松前町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。

北海道渡島胆振海区 共同漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
渡胆海共第1号	落部漁業協同組合、砂原漁業協同組合、森漁業協同組合、八雲町漁業協同組合、長万部漁業協同組合、いぶり噴火湾漁業協同組合、室蘭漁業協同組合	室蘭市、伊達市、虹田郡洞爺湖町及び豊浦町、山越郡長万部町、二海郡八雲町並びに茅部郡森町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部三角点 水D6から 190度 230メートルの点 基点第2号 森町と鹿部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 国土地理院三角点 砂崎 基点第4号 森町字庵白内町と字砂原の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第5号 八雲町と森町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第6号 八雲町野田生と東野の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第7号 八雲町内浦町第3区と浜松の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第8号 長万部町と八雲町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第9号 長万部町字特狩と字共立の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第10号 豊浦町と長万部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第11号 洞爺湖町と豊浦町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第12号 伊達市と洞爺湖町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第13号 国土地理院三角点 館山から 283度01分50秒4、117. 61メートルの点 基点第14号 室蘭市と伊達市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 212 度 30分 9. 000メートルの点 点2 基点第2号から 32 度 30分 10. 500メートルの点 点3 基点第3号から 21 度 30分 8. 800メートルの点 点4 基点第4号から 359 度 30分 10. 000メートルの点 点5 基点第5号から 31 度 00分 9. 500メートルの点 点6 基点第6号から 49 度 00分 9. 500メートルの点 点7 基点第7号から 59 度 00分 12. 500メートルの点 点8 基点第8号から 97 度 30分 11. 000メートルの点 点9 基点第9号から 152 度 30分 10. 000メートルの点 点10 基点第10号から 183度 00分 11. 500メートルの点 点11 基点第11号から 214度 30分 12. 000メートルの点 点12 基点第12号から 221度 30分 10. 000メートルの点 点13 基点第13号から 221度 30分 10. 000メートルの点 点14 基点第14号から 224度 00分 9. 000メートルの点		第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室蘭市、伊達市、洞爺湖町、豊浦町、長万部町、八雲町(熊石炭岱町、熊石折戸町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石鮎川町、熊石大谷町、熊石平町、熊石豊岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町を除く)及び森町	なし
渡胆海共第2号	落部漁業協同組合、砂原漁業協同組合、森漁業協同組合、八雲町漁業協同組合、長万部漁業協同組合、いぶり噴火湾漁業協同組合、室蘭漁業協同組合	室蘭市、伊達市、虹田郡洞爺湖町及び豊浦町、山越郡長万部町、二海郡八雲町並びに茅部郡森町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部三角点 水D6から 190度 230メートルの点 基点第2号 森町と鹿部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 国土地理院三角点 砂崎 基点第4号 森町字庵白内町と字砂原の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第5号 八雲町と森町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第6号 八雲町野田生と東野の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第7号 八雲町内浦町第3区と浜松の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第8号 長万部町と八雲町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第9号 長万部町字特狩と字共立の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第10号 豊浦町と長万部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第11号 洞爺湖町と豊浦町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第12号 伊達市と洞爺湖町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第13号 国土地理院三角点 館山から 283度01分50秒4、117. 61メートルの点 基点第14号 室蘭市と伊達市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 212 度 30分 9. 000メートルの点 点2 基点第2号から 32 度 30分 10. 500メートルの点 点3 基点第3号から 21 度 30分 8. 800メートルの点 点4 基点第4号から 359 度 30分 10. 000メートルの点 点5 基点第5号から 31 度 00分 9. 500メートルの点 点6 基点第6号から 49 度 00分 9. 500メートルの点 点7 基点第7号から 59 度 00分 12. 500メートルの点 点8 基点第8号から 97 度 30分 11. 000メートルの点 点9 基点第9号から 152 度 30分 10. 000メートルの点 点10 基点第10号から 183度 00分 11. 500メートルの点 点11 基点第11号から 214度 30分 12. 000メートルの点 点12 基点第12号から 221度 30分 10. 000メートルの点 点13 基点第13号から 221度 30分 10. 000メートルの点 点14 基点第14号から 224度 00分 9. 000メートルの点		第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 めばる・かじか・ほつけ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室蘭市、伊達市、洞爺湖町、豊浦町、長万部町、八雲町(熊石炭岱町、熊石折戸町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石鮎川町、熊石大谷町、熊石平町、熊石豊岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町を除く)及び森町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、連やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、連やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。